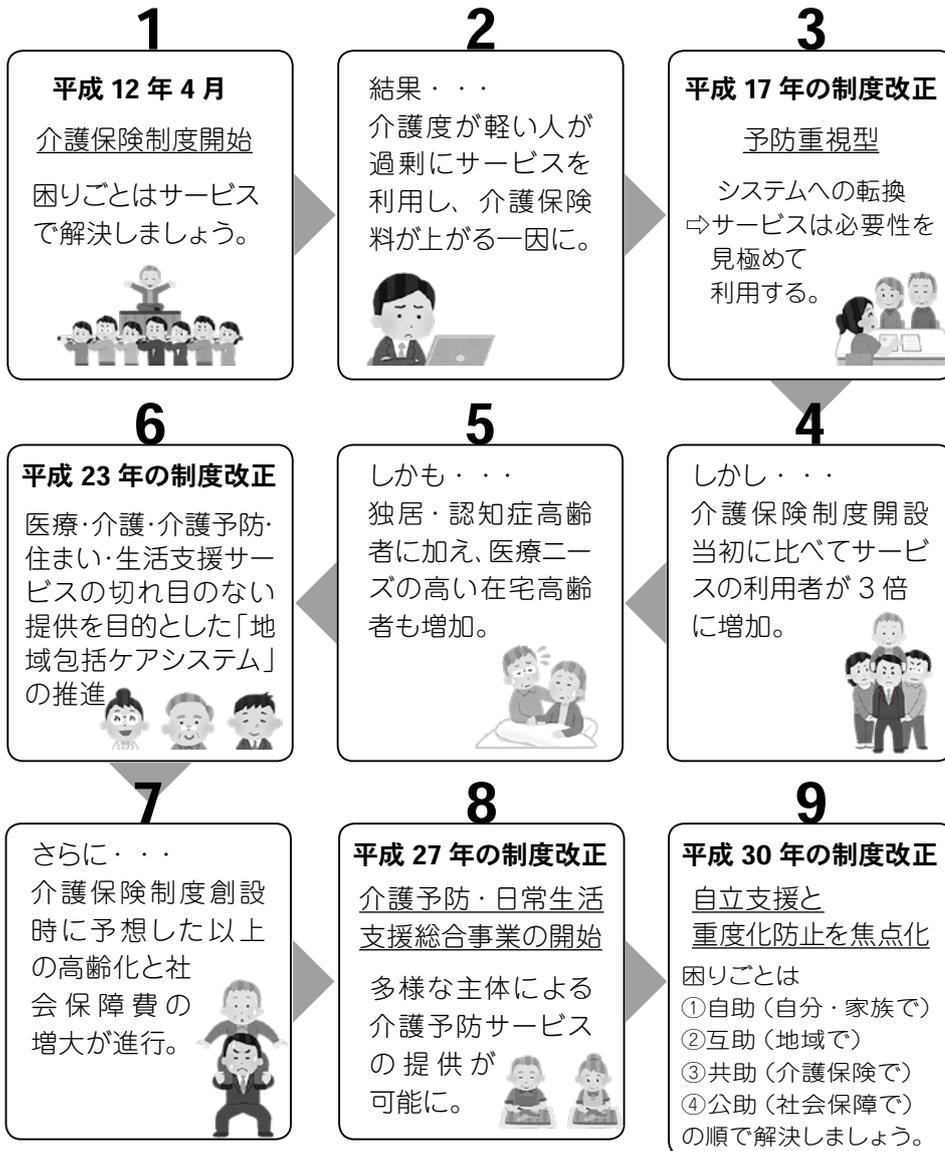


▶制度創設当初から直近の制度改正までの動き



▶介護サービスのあり方とわたしたちの暮らし

要介護状態とは、様々な理由で心身の機能等が低下し、望む暮らしと今の暮らしとに差が生じている状況です。現在の介護保険制度では、要介護者等が望む暮らしの実現のため主体的に用いる「手段」が介護サービスといえます。過剰に介護サービスに依存することは、かえって心身機能の低下や自立支援を妨げる一因にもなります。介護保険法第4条の理念、『自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めると共に（中略）サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする』ことをサービスの受け手も、担い手もあらためて自覚しなければならない時期に来ています。

募 脳いきいき教室

月ごとのテーマにそった話と楽しく頭を使いながらの軽い運動を行います。

▶日時 4/26(金) 13:30～15:15

▶場所 市民交流センター 会議室1～3

▶テーマ 生活習慣病健診を受けよう

※費用無料／申込み不要

☎ 高齢福祉課 包括支援係

知 もの忘れ相談

認知症初期集中支援チーム員である看護師等が相談を受けます。ご本人だけでなく、ご家族も相談できます。

▶日時 4/16(火) 13:30～

▶場所 市役所3階 第5会議室

▶申込み 前日までに申込み

※費用無料

☎ 高齢福祉課 包括支援係

「転ばぬ先の杖」

平成12年からスタートした介護保険制度も施行から18年が経過しました。介護保険法は、要介護者にかかる社会情勢を勘案し、5年ごとに見直すことがルール化されています。

今までの、そしてこれからの介護保険制度

☎ 高齢福祉課 包括支援係

